

授業 コード	11102	科目名	消費生活論		担当者		吉岡 英二		
		副題	市民社会における消費者のあり方を学ぶ	開講期	後期	単位数	2	DP対応	2,S1,S2
【授業概要】									
<p>市民社会における商取引は、双方の主体的意思に基づいた契約によって成立する(契約自由の原則)。消費生活における契約もその例外ではない。しかし、サービスの多様化により、消費生活にかかわる契約でのさまざまな問題(消費者トラブル)が生じている。この授業では、消費トラブルの事例を学ぶとともに、それらをめぐる法制度とその背景について理解することを主たる目的とする。</p>									
<p>契約自由の原則を理解するとともに、消費者保護の理念に沿ってどのような法制度が整えられているかを説明できる。消費者トラブルの事例について学び、それに対処するための手段と法的手続きについて説明できる。市民社会において消費者として求められる資質について理解したうえで、社会を構成する主体としての消費者のあり方を考えることができる。衣食住・サービス・生活設計・環境をめぐる消費者力を高めるよう知識を涵養し、望ましい消費者として行動できる。</p>									
【授業方法・計画】									
<p>授業前半は、テキストに沿って一般的契約および消費者トラブルの事例・法制度について学ぶ。授業後半は、消費者問題をめぐる問題を解くことによって、消費者トラブルに対する対処を学ぶとともに、望ましい消費者としての行動について理解する。</p>									
第1回	授業ガイダンス・社会問題としての消費者トラブルの位置づけ								
第2回	消費者行政(消費者庁)および消費者法制(消費者基本法・消費者安全法・消費者教育推進法等)								
第3回	契約自由の原則と消費者保護								
第4回	消費者基本法および消費者安全法								
第5回	特定商取引法								
第6回	消費者団体訴訟制度								
第7回	悪徳商法の事例(悪意ある事業者)								
第8回	消費者トラブルの事例								
第9回	市民社会における消費者行動								
第10回	演習(1)契約								
第11回	演習(2)衣食住								
第12回	演習(3)サービス、役務提供								
第13回	演習(4)生活設計・環境問題								
第14回	これからの市民社会において望ましい消費者として何が必要か								
【準備学習・復習】									
<p>準備学習:消費者庁・国民生活センターなど、消費生活に関連する情報源を紹介するので、次回の授業に関する情報を事前に収集すること(25分)。消費生活のみにかかわらず、政治・社会にかかわるニュースに関心を持って毎日視聴すること(15分×5)。  復習:各回テキストで取り扱った内容について、重要語句を挙げるのでその背景などについてWeb上などで調べること(50分)。各回の演習を復習し、正答できるようにしておくこと(50分)。</p>									
【課題に対するフィードバックの方法】									
<p>授業開始時に、前回は準備学習として学習を促した内容についての試問をおこなう。演習内容については、必要に応じて再度問題を提示あるいは配付して、復習による内容の習熟度を確認する。</p>									
【受講上のアドバイスおよび注意事項】									
<p>日々のニュースなどの中にも消費生活・消費者トラブルにかかわるさまざまな報道があります。それらを受けて、消費者行政・消費者法制は年々大きく改定されることが多い領域です。日々の報道・情報などについて興味を持ち、望ましい消費者・消費行動とはなにかを考えてください。</p>									
成績評価方法	毎回の演習(復習の試問も含む)の達成度(50%) 期末試験(50%)								
教科書	くらしの豆知識(2019年版)								
参考書									
SS2202	授業に関連する実務経験			なし					